

# 令和7年 茨木市運送業事業者支援給付金

令和7年4月

## 1. 対象となる事業者（1～5全てに該当する方）

1. 令和7年4月1日時点で市内に営業所を有し、貨物自動車運送事業または旅客自動車運送事業を営む中小企業（みなし大企業をのぞく）・個人事業主。  
（運送業の許可または届出を行っていること）
2. 申請時点において営業の実態があり、この給付金の交付後も事業を継続すること。
3. 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。
4. 市税を滞納していないこと。
5. 暴力団員および暴力団密接関係者でないこと。

## 2. 給付額

（令和7年4月1日時点で茨木市内の営業所に保有する運送事業用車両の台数）× 3万円

ただし、1事業者あたり 最大 30万円

緑または黒ナンバーの車両に限ります。

## 3. 申請に必要な書類

1. 申請書兼請求書（市ホームページからダウンロード）
2. 暴力団の排除に関する要綱に規定する誓約書（市ホームページからダウンロード）
3. 申請明細書（市ホームページからダウンロード）
4. 運送業の許可書または届出書の写し
5. 対象となる車両（すべて）の車検証の写し
6. 給付金の振込口座が分かる書類  
（通帳のコピーなど「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義」がわかるもの）
7. 本人確認書類 【個人事業主のみ】
8. 開業届（個人）法人設立届出書（法人） 【創業後、確定申告時期が未到来の場合のみ】

振込口座は、申請者名義の  
口座をお願いします。

## 4. 申請の方法（いずれかの方法）

### 1. 郵送（レターパックなど、配達状況を確認できる方法をお勧めします）

【送付先】 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市 産業環境部 商工労政課 運送業事業者支援給付金担当

### 2. 窓口

【提出先】 茨木市役所南館9階特設会場（平日午前8時45分～午後5時15分）

※申請は**1事業者につき1回のみ**です。

該当車両が複数ある場合は、まとめて申請してください。

※書類のダウンロードが困難な場合は、受付窓口（市役所南館9階）で配付します。

※提出いただいた書類は返却できません。

※申請書類は、市で厳正に審査・調査を行います。

申請内容に虚偽が認められた場合、給付金の交付後であっても返還を求めます。

## 5. 申請期間

**令和7年5月1日（木）～令和7年7月31日（木）**

※ 郵送の場合は消印有効

## 6. 問い合わせ

茨木市 産業環境部 商工労政課 運送業事業者支援給付金担当（南館9階特設会場）

【住所】 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

【電話】 072-647-2917

（平日 午前8時45分～午後5時15分）

【FAX】 072-627-0289 ※FAXでの申請は受付けていません

